江戸川区小規模事業者登録制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、江戸川区（以下「区」という。）が発注する小規模工事（修繕工事等を含む。）、物品購入、委託等に係る契約（以下「小規模契約」という。）について、区の入札参加資格審査申請が困難な江戸川区内（以下「区内」という。）に本店事業所を置く小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第５項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和２年要綱121号〕

（対象となる契約）

第２条　対象となる小規模契約は、江戸川区契約事務規則（昭和39年３月江戸川区規則第３号）別表の規定により課長、清掃事務所長、江戸川総合人生大学運営係長、子ども未来館長、健康サポートセンター所長、小学校長、中学校長及び幼稚園長にそれぞれ委任されている契約で、随意契約によることができるもの並びに江戸川区長（以下「区長」という。）が定める単価契約とする。

一部改正〔令和２年要綱121号・３年２号・４年53号・５年52号・６年87号・８年210号〕

（登録できる者）

第３条　契約希望者として登録することができる者は、区内に本社の法人登記がある法人事業者（以下「法人事業者」という。）又は区内に商号登記若しくは住民登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）で、次の各号のいずれにも該当しない小規模事業者とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者

（２）　東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格者名簿に登録のある者

（３）　登録、免許及び許可（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種について、当該許可等を受けていない者

（４）　国税又は地方税を２年以上滞納している者

（登録申請の方法）

第４条　登録を受けようとする者は、江戸川区小規模事業者登録申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出するものとする。この場合において、工事の登録業種及び物品の登録種目はそれぞれ10種目以内とする。

（１）　登記事項証明書等　法人事業者にあっては商業登記の登記事項証明書、個人事業者にあっ

ては商号登記の登記事項証明書又は住民票の写し

（２） 納税状況を証明する書類　法人事業者にあっては法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税の領収書又は納税証明書の写し、個人事業者にあっては住民税、所得税、消費税及び地方消費税の領収書又は納税証明書の写し

（３） 希望する業種を履行するために必要な許可等を証する書類の写し

（４） その他区長が必要と認める書類

２　登録申請の受付期間は、区長が別に定める。

（登録名簿への登録）

第５条　区長は、前条の規定に基づく登録の申請があったときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に申請書の副本を交付し、小規模事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録する。

２　前項の審査の結果、当該申請の登録を承認しないときは、区長は理由を付して申請者に対し江戸川区小規模事業者登録不承認通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（登録名簿の有効期間）

第６条　登録名簿の有効期間は３年間とする。

２　前項の登録名簿の有効期間の途中において、新規に登録名簿に登録されたときの有効期間は、登録日から前項の有効期間の期間満了時までとする。

一部改正〔令和２年要綱121号・３年２号〕

（登録の更新）

第７条　登録名簿の有効期間の満了に当たり、登録の更新を受けようとする者は、あらかじめ区長が定める期間に登録の更新の手続をしなければならない。

２　第４条及び第５条の規定は、登録の更新に準用する。

（登録者の取扱い）

第８条　区は、第２条に規定する契約の相手を選定するときは、登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、積極的に見積り参加の機会を提供するよう努めるものとする。

一部改正〔令和６年要綱87号〕

（変更の届出）

第９条　登録者は、登録の内容に変更があったときは、江戸川区小規模事業者登録内容変更届（第３号様式）により届け出なければならない。

一部改正〔令和６年要綱87号〕

（登録の抹消）

第10条　区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消する。

（１）　第３条に規定する登録の要件を欠いたとき。

（２）　登録内容が事実と異なるとき。

（３）　東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格者名簿に登録されたとき。

（４）　区との契約の履行に関し、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、小規模事業者登録に必要な事項は、総務部長が定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　小規模契約の手続きに関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付　則（令和２年４月１日要綱第121号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和３年４月１日要綱第２号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和４年４月１日要綱第53号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則（令和５年４月１日要綱第52号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和６年４月１日要綱第87号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（令和８年８月６日要綱第210号）

この要綱は、令和８年８月６日から施行し、同年４月１日から適用する。

付　則（令和８年９月１日要綱第213号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の江戸川区小規模事業者登録制度要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式（省略）

全部改正〔令和８年要綱213号〕